

公益財団法人元興寺文化財研究所公的研究費等不正防止計画推進室設置要項

(趣旨)

1 この要項は、公益財団法人元興寺文化財研究所における公的研究費等による研究活動に関する取扱規程第8条第2項の規定に基づき、不正防止計画推進室の任務、組織等について必要な事項を定める。

(任務)

- 2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる任務を行う。
- (1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証・評価に関すること
 - (2) 不正防止計画の企画、立案及び推進並びに検証、評価に関すること
 - (3) 不正防止計画に係る運用ガイドラインの策定に関すること
 - (4) 不正発生要因に対する改善策に関すること
 - (5) 適切なチェック体制の構築や研究所内のルールの一貫性についての提言に関すること
 - (6) 不正調査委員会に関すること
 - (7) その他、不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること

(組織)

- 3 不正防止計画推進室に次の職員をもって組織する。
- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 室員

(室長、副室長)

- 4 室長は、統括管理責任者をもって充てる。
- 5 室長は、不正防止計画推進室の業務を統括する。
- 6 副室長は、コンプライアンス推進責任者をもって充てる。
- 7 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは室長の職務を代行する。

(室員)

- 8 室員は、次の者をもって充てる。
- (1) コンプライアンス推進副責任者
 - (2) その他最高責任者が必要と判断し、指名する者

(事務)

- 9 不正防止計画推進室に関する事務は、関係部課の協力を得て管理グループで処理する。

(雑則)

10 この要項に定めるもののほか、不正防止計画推進室の運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は平成27年7月21日から施行する。